

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 11 月 2 日

申請者	フリガナ 氏名又は名称	ユウケンガイシャ キョト ケンセツ 有限会社 木本建設
	住所	磯城郡川西町結崎1822
	フリガナ 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク キョト シンイチ 代表取締役 木本真一
	電話番号	0745-44-0159
	FAX番号	0745-44-1060
	メールアドレス	sin-1@navy.plala.or.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数      /      者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 11 月 2 日

申請者 氏名又は名称 有限会社 木本建設  
住 所 〒636-0202  
磯城郡川西町大字結崎1822番地  
代表者氏名 代表取締役 木本真一

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 キモト シンイチ 木本 真一	
取締役 キモト ユウジ 木本 裕二	
事業の範囲	管工事の設計、施工、請負及び施工管理
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	キモトケンセツ 有限会社 木本建設
上記事業所の所在地	郵便番号 636-0202 住所 磯城郡川西町大字結崎1822番地 電話番号 0745-44-0159 FAX番号 0745-44-1060 メールアドレス <a href="mailto:sin-1@navy.plala.or.jp">sin-1@navy.plala.or.jp</a>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
木本 真一	第251651号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 電話番号 FAX番号 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機 械 器 具 調 書

令和 5 年 11 月 2 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切りのこ		2	
	カンター	GA404DZN	3	電動式
	パイプカッター	VC-42ED	3	ハンド式
	チューブカッター	PCRT-23	2	ハンド式
管の加工用の機械器具	コアドリル		2	電動式
	CUプレス	CX-III	1	電動式
	やすり		2	
	パイプねじ切り器		1	
接合用の機械器具	トーチランプ	ボンベ式	2	
	スパナレンチ		2	
	パイプレンチ		1	
水圧テストポンプ	テストポンプ（手動）	T-50KP	1	
	テストポンプ（電動）	KY-20A	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2(水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和5年11月2日

申請者

氏名又は名称	有限会社 木本建設
住 所	磯城郡川西町大字結崎1822番地
代表者氏名	代表取締役 木本真一

水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

奈良県磯城郡川西町大字結崎1822番地  
有限会社木本建設

会社法人等番号	1500-02-007890	
商号	有限会社木本建設	
本店	奈良県磯城郡川西町大字結崎1822番地	
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
会社成立の年月日	平成1年3月31日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土木工事の設計、施工、請負及び施工管理</li> <li>2. 建築工事の設計、施工、請負及び施工管理</li> <li>3. 屋根工事の設計、施工、請負及び施工管理</li> <li>4. 管工事の設計、施工、請負及び施工管理</li> <li>5. 鋼構造物工事の設計、施工、請負及び施工管理</li> <li>6. 造園工事の設計、施工、請負及び施工管理</li> <li>7. 建築士事務所の経営</li> <li>8. 測量設計業務及びその代理業務</li> <li>9. 瓦の製造及び販売</li> <li>10. 建築、建設用資材の販売</li> <li>11. 自動車、建設機械、建設車両、機械工具の賃貸及び販売</li> <li>12. 不動産の売買、賃貸、管理及びその他仲介業</li> <li>13. 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業</li> <li>14. 前各号に付帯する一切の事業</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成22年 7月15日変更      平成22年 7月16日登記</p>	
発行可能株式総数	400株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 400株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
資本金の額	金2000万円	

奈良県磯城郡川西町大字結崎 1 8 2 2 番地  
 有限会社木本建設

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。 平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 8 日登記	
役員に関する事項	奈良県磯城郡川西町大字結崎 1 8 2 2 番地 取締役 木本真一	平成 2 1 年 3 月 3 1 日就任 平成 2 1 年 4 月 2 日登記
	奈良県磯城郡川西町大字結崎 4 0 1 番地の 2 ロ グメントソファール B 棟 1 0 2 号 取締役 木本裕二	平成 2 7 年 3 月 3 1 日就任 平成 2 7 年 4 月 1 3 日登記
	代表取締役 木本真一	平成 2 1 年 3 月 3 1 日就任 平成 2 1 年 4 月 2 日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第 1 5 号附則第 3 項の規定により 平成 1 6 年 5 月 2 4 日移記	



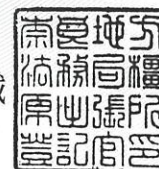
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5 年 1 1 月 2 日

奈良地方法務局橿原出張所  
 登記官

杉本孝誠



有限会社木本建設 定款

平成元年 3月 20 日 作成  
平成元年 3月 20 日 公証人認証  
平成元年 月 日 会社設立





# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、 有限会社 木本建設 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事の設計施工及び請負
2. 建築工事業（木造工事業を除く）
3. 木造建築工事業
4. 瓦の製造及び販売
5. 建築用資材の販売
6. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介業
7. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 奈良県磯城郡川西町大字結崎1822番地  
に置く。

(資本の総額)

第 4 条 当社の資本の総額は、金 500万円とする。



## 第 2 章 社員及び出資

(出資の口数及び出資1口の金額)

第 5 条 当社は、これを 5,000 口分ち、出資1口の金額は、1,000円とする。



(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第 6 条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。



奈良県磯城郡川西町大字結崎1822番地  
4,800口 木本久治

奈良県磯城郡川西町大字結崎1822番地  
200口 木本美栄子

- ② 現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産、その価格及びこれに対して与える出資の口数は、別表のとおりとする。

### 第3章 社員総会

#### (社員総会)

第7条 当社は、毎年5月に定時総会を開き、必要に応じて、臨時総会を開催するものとする。

#### (招集)

第8条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

② 社員総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

#### (議長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

#### (決議の方法)

第10条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

#### (議決権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

#### (議事録)

第12条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

## 第 4 章 役 員



( 員 数 )

第 1 3 条 当会社には、取締役 2 名 を置く。

( 資 格 )

第 1 4 条 当会社の取締役は、当会社の<sup>社</sup>役員の中から選任する。

( 代表取締役及び社長 )

第 1 5 条 当会社に代表取締役 1 名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

② 代表取締役は社長とする。

( 役員報酬 )

第 1 6 条 取締役の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 計 算

( 営業年度 )

第 1 7 条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの年 1 期とする。

( 配当金 )

第 1 8 条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当するものとする。



第 6 章 附 則

(木) (最初の役員)

第19条 当会社の最初の役員は、次のとおりとする。

取締役 木本久治 木本美栄子  
代表取締役 木本久治

(最初の営業年度)

第20条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成2年  
3月31日までとする。

第21条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令  
によるものとする。

平成元年 3月 23日

社員 木本久治



社員 木本美栄子



第14条中1字訂正





( 定款別表 )

現物出資をする者の氏名 出資の目的たる財産、その価格及びこれに対して与える資産の口数は、次のとおりとする。

1 現物出資者の氏名

木 本 久 治

2 出資の目的たる財産の表示及びその価格

(1) パワーショベル  
機種 PC30-6  
この価格 450万円

(2) オートレベル  
機種 AT-M3  
この価格 13万円

(3) トランピングランマー  
機種 MT-65  
この価格 ~~52~~<sup>17</sup>万円

上字訂正

以上の価格の合計 金 480 万円

3 以上に対して与える出資の口数 4,800口

00111/17



平成 元 年登簿第 96 号

定款 認証 証書

前記 有限会社 木本建設 の  
設立について本定款の 社 員

木本 久 裕 外 / 名 の  
代 理 人 巽 善 夫 は

被 代 理 人 全 員 一 が

本定款における各自の記名押印を

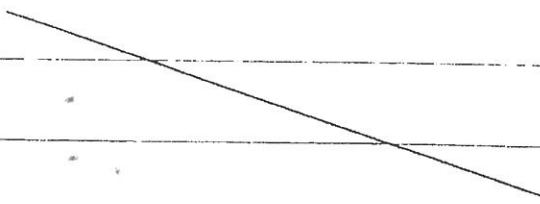
それぞれ自認する旨を本公証人の

面前で陳述した。 \_\_\_\_\_

なお、本定款の第14条中 / 字訂正

及び定款別表中の字訂正して

ある。 \_\_\_\_\_



奈良地方法務局所属  
公正人  
易

17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32

よつてこれを認証する。 \_\_\_\_\_

平成 元年 月 日 日本職役場において。

奈良県大和高田市大字大中98番地

奈良地方法務局所属

公証人

安原繁雄







## 有限会社社員総会議事録

平成13年5月7日午前9時30分当会社本店において臨時社員総会を開催した。

社員総数 4名 この議決権100個

出席社員 4名 この議決権100個

代表取締役木本久治は議長席つき上記の通り法定数に達したので開会を宣し議事に入る。

### 第1号議案 資本金増加に関する件

議長は本日の議案を付議したところ、満場一致をもつて原案どおり承認可決決定した。

資本総額金1500万を増加して金2000万円とするため、出資一口の金額1000円を金50000円とすることで、実行方法として出資持分50口を1口とし、これに伴い出資の総口数を100口と減少する。但し、現物出資の資本増加における価額に著しく不足しているため、現金480万円を木本久治は会社に対して不足額を支払うことに承諾し完了した。資本増額に伴い、定款第4条及び第5条第6条を次の通り変更すること。

第4条 当会社の資本の総額は、金2000万円とする。

第5条 当会社の出資一口の金額は金50000円とする。

第6条 当会社の社員の氏名及び住所並びにその出資口数は

下記の通りとする。

磯城郡川西町大字結崎1822番地

156口 木本久治

磯城郡川西町大字結崎1822番地

44口 木本美栄子

磯城郡川西町大字結崎1822番地

100口 木本真一

磯城郡川西町大字結崎1822番地

100口 木本裕二

以上をもって本総会の議事を終了し議長は閉会を告げた。

午前10時30分

上記決議を明確にするためこの議事録を作成し、議長ならびに出席取締役は次に記名押印する。

平成13年5月1日

有限会社木本建設

議長代表取締役 木本久治

出席取締役 木本美栄子



## 臨時株主総会議事録

平成21年3月31日午前10時00分より、当会社の本店において臨時株主総会を開催した。

株主の総数	4名
発行済株式の総数	400株
議決権を行使できる株主の数	4名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	400個
出席株主数（委任状による者を含む）	4名
出席株主の議決権の数	400個
出席取締役	木本久治（議長兼議事録作成者） 木本美栄子

以上のとおり株主の出席があったので、定款の規定により代表取締役社長木本久治は議長席につき、臨時総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し直ちに議事に入った。

### 第1号議案 取締役増員の件

議長は、事業の拡大に伴い取締役1名増員の必要がある旨を述べ、その選任方法をはかったところ、議長に一任する旨の発言があったので、議長は、下記のとおり指名した。議場も満場異議なくこれを承認したので、下記のとおり選任のことに可決確定した。

取締役 木本真一

### 第2号議案 定款変更の件

議長は、定款第13条を下記のとおり変更したい旨を述べ、議場に諮ったところ満場異議なくこれを承認したので可決確定した。

第13条 当会社には、取締役2名以上を置く。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前10時30分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長、議事録作成者及び出席取締役がこれに記名押印する。

平成21年3月31日

(商号) 有限会社木本建設株主総会

議長  
代表取締役  
議事録作成者

木本久治



出席取締役 木本美栄子



## 臨時株主総会議事録

平成22年7月15日午前10時00分より、当社の本店において臨時株主総会を開催した。

株主の総数	4名
発行済株式の総数	400株
議決権を行使できる株主の数	4名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	400個
出席株主数（委任状による者を含む）	4名
出席株主の議決権の数	400個
出席取締役	木本真一（議長兼議事録作成者）
同	木本久治
同	木本美栄子

以上のとおり株主の出席があったので、定款の規定により代表取締役社長木本真一は議長席につき、臨時総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し直ちに議事に入った。

### 第1号議案 目的変更の件

定款第2条を次のとおり変更すること。

（目的）

1. 土木工事の設計、施工、請負及び施工管理
2. 建築工事の設計、施工、請負及び施工管理
3. 屋根工事の設計、施工、請負及び施工管理
4. 管工事の設計、施工、請負及び施工管理
5. 鋼構造物工事の設計、施工、請負及び施工管理
6. 造園工事の設計、施工、請負及び施工管理
7. 建築士事務所の経営
8. 測量設計業務及びその代理業務
9. 瓦の製造及び販売
10. 建築、建設用資材の販売
11. 自動車、建設機械、建設車両、機械工具の賃貸及び販売
12. 不動産の売買、賃貸、管理及びその他仲介業
13. 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業
14. 前各号に付帯する一切の事業

議長は、定款変更の理由を詳細に説明し、その賛否を議場に諮ったところ満場一致をもって原案どおり承認可決した。

## 臨時株主総会議事録

平成27年3月31日午前11時00分より本店において、臨時株主総会を開催した。

株主の総数	4名
発行済株式の総数	400株
議決権を行使することができる株主の数	4名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	400個
出席した株主の数（委任状による者を含む）	4名
出席した株主の議決権の数	400個

### 出席役員等

代表取締役	木本真一（議長兼議事録作成者）
取締役	木本久治
取締役	木本美栄子
取締役	木本裕二

上記のとおり出席があったので、本株主総会は適法に成立した。  
定刻代表取締役木本真一は定款の規定により議長となり、開会を宣し直ちに議事に入った。

### 第1号議案 取締役の辞任に関する件

議長は、取締役である下記の者より席上において、本株主総会終結をもって、辞任する旨の申し出があったことを述べた。

取締役 木本美栄子

### 第2号議案 取締役の選任の件

議長は、取締役の選任方法を語ったところ、出席株主中よりその指名を議長に一任したいとの発言があり、全員異議なくこれに賛成した。

議長は下記の者を指名し、その賛否を議場に語ったところ、全員一致をもつ

てこれに賛成したので、下記のとおり可決確定した。

奈良県磯城郡川西町大字結崎401番地の2ログメントソファ－B棟  
102号  
取 締 役 木本裕二

以上をもって本総会の議案全部を終了したので、議長は閉会の挨拶を述べ、  
午前11時30分散会した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長並びに出席代表取  
締役及び取締役が次に記名押印する。



平成27年3月31日

有限会社木本建設 臨時株主総会



議 長  
代表取締役 木本真一



取 締 役 木本久治



取 締 役 木本美栄子



取 締 役 木本裕二



議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前10時30分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長、議事録作成者及び出席取締役がこれに記名押印する。

平成22年7月15日

(商号) 有限会社木本建設株主総会

議長  
代表取締役  
議事録作成者

木本真一



出席取締役

木本久治



同

木本美栄子

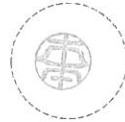


## 辞任届

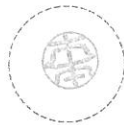
私は、このたび一身上の都合により、平成29年3月31日をもって貴社の  
取締役を辞任いたしたく、お届けいたします。

平成29年3月31日

木本 久治



有限会社木本建設 御中





令和5年11月2日

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町大字結崎1822番地

有限会社 木本建設

代表取締役 木本 真



この定款の写しが原本と相違  
ないことを証明する。

第二五一六五二号

給水装置事主任技術者免状

本籍 兵庫県

氏名 木本真一

昭和五十一年一月八日生

水道法(昭和二十五年法律第百七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十二年二月六日

厚生労働大臣 河津子一



## 給水装置工事主任技術者証

免状番号 第251651号 氏名 木本 真一



免状交付日	平成21年 2月 6日
生年月日	昭和51年 1月 8日
本籍	兵庫県
研修修了日	2023/09/21 eラーニング研修
本証発行日	2023/10/01
有効期限	2028/10/31
所属会社名	有限会社木本建設

厚生労働大臣指定試験機関 公益財団法人給水工事技術振興財団理事長

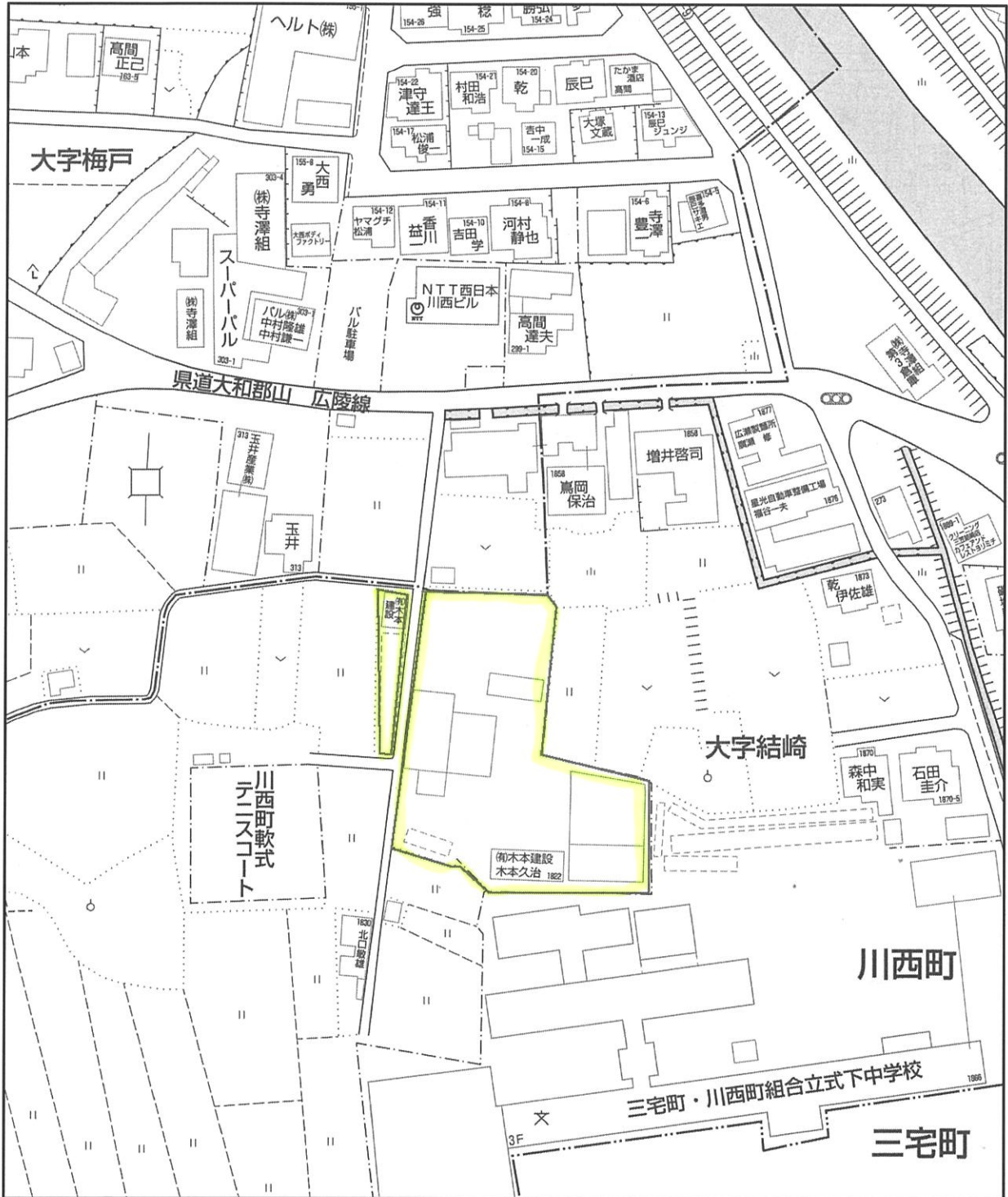
### 注意事項

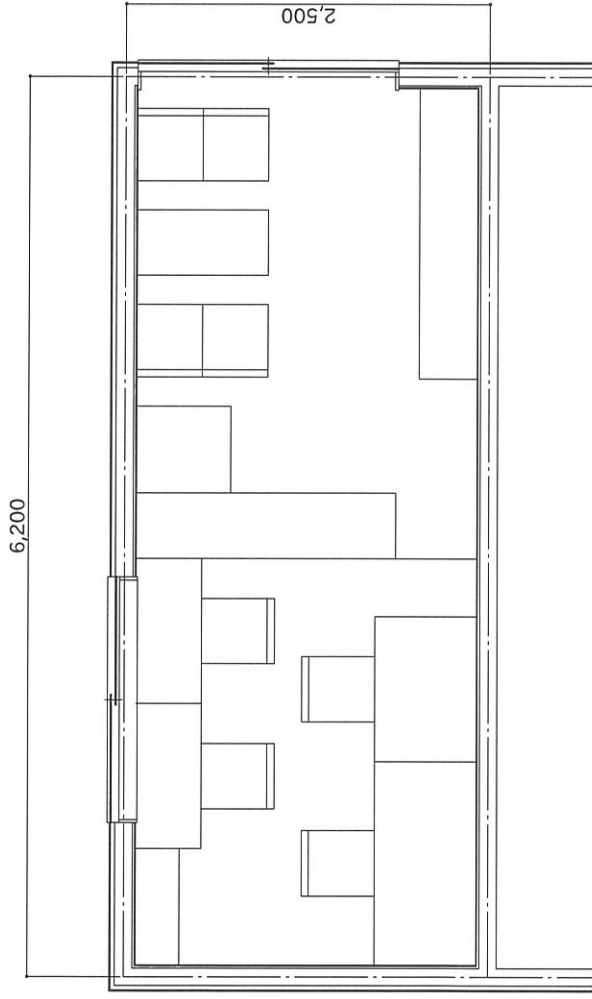
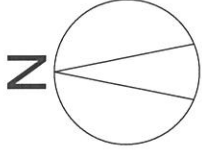
- 本証は、水道法第25条の5第1項に基づく給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている方に対し発行するものです。
- 本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、再作成の申込みをしてください。
- 本証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。

### 特記事項


# 付 近 見 取 り 図

商 号 有限会社 木本建設  
住 所 奈良県磯城郡川西町大字結崎1822番地  
代表者名 代表取締役 木本 真一





有限会社木本建設 本社事務所平面図 SCALE=1:20



木本建設 事務所外観



木本建設 事務所内観

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 11 月 2 日

申請者	フリガナ 氏名又は名称	ユウゲンガイシャ キモト ケンセツ 有限会社 木本建設
	住所	磯城郡川西町結崎1822
	フリガナ 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク キモト シンイチ 代表取締役 木本真一
	電話番号	0745-44-0159
	FAX番号	0745-44-1060
	メールアドレス	sin-1@navy.plala.or.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数      / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

## 給水装置工事主任技術者 選任・解任 届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 11 月 2 日

届出者

氏名又は名称 有限会社 木本建設  
住 所 磯城郡川西町結崎1822  
代表者氏名 代表取締役 木本真一

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任の届出をします。  
解任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 木本建設	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
木本 真一	251651	

(備考)この用紙の大きさは、A列4番とすること。



第二五一六五二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 兵庫県

氏名 木本真一

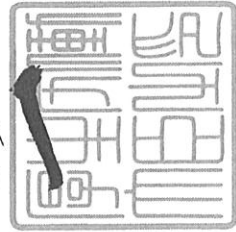
昭和五十一年一月八日生

水道法(昭和二十九年法律第七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十一年二月六日

厚生労働大臣

河津子



## 給水装置工事主任技術者証

免状番号 第251651号 | 氏名 木本 真一



免状交付日 平成21年 2月 6日

生年月日 昭和51年 1月 8日

本籍 兵庫県

研修修了日 2023/09/21 eラーニング研修

本証発行日 2023/10/01

有効期限 2028/10/31

所属会社名 有限会社木本建設

厚生労働大臣指定試験機関 公益財団法人給水工事技術振興財団理事長

### 注意事項

1. 本証は、水道法第25条の5第1項に基づく給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている方に対し発行するものです。
2. 本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、再作成の申込みをしてください。
3. 本証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。

### 特記事項
